

長 建 協 発 第 9 号  
平成 2 2 年 4 月 8 日

各 支 部 長 様

社団法人 長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

「特定特殊自動車の排出ガス規制強化に関するパンフレット」の送付について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成18年より「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（通称：オフロード法）によるオフロード特殊自動車の使用規制が開始されておりますが、今回、当法律施行規則等が改正され、ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス規制が強化されました。

つきましては、今回の改正概要を取りまとめたパンフレットが国土交通省、環境省、経済産業省の3省にて作成され、別添のとおり会員専用ホームページに掲載いたしましたのでお知らせ申し上げます。